資料４

議題４　支援措置被害者の戸籍謄本等の取扱いに伴う事務（豊田市提出）

市名	回答		
	（１）支援措置申出の際の確認等対応について	（２）戸籍の発行制限や、マスキング対応事例の件数と内容	（３）本籍＝住所である方からの支援措置申出について、戸籍を発行制限し、支援措置を受けるか
名古屋市	他市町村への確認は行っていません。本人には、住所地で戸籍の届出をすると住所を推測されるおそれがある旨を周知しています。	原則、発行制限やマスキング等の対応は行っていません。	戸籍の発行制限は行っていません。支援措置申出があった場合には、本籍と住所を同じにすると、住所を推測されるおそれがある旨を積極的に周知しています。
豊橋市	・戸籍の届出の際、本籍地や受理地から住所が推測される可能性があることを支援措置申出の際に説明し、同意を得たうえで申出を受付している。 ・新規申出時に住所と本籍が同じである場合は、本籍地を変更のうえ申出するよう説明する。 ・戸籍の記載事項の他市町村への確認は行っていない。	・現在１件該当あり ・送付の婚姻届で支援措置対象者が事件本人で新本籍が別の市であり、豊橋を除籍となるもの。 ・マスキング対象部分は受理者の欄であり、戸籍発行の際はマスキングする。 ・戸籍の発行抑止をシステムでかけるのと、戸籍の発行制限するものに関してファイルを別で作り、紙でも管理している。	・新規申出時に本籍＝住所である場合は（１）のとおり説明する。 ・申出後に本籍＝住所となる届出があった場合、戸籍から住所地が推測される可能性があることを説明する。既に受理されている場合は戸籍の発行制限やマスキングの対応をする。
岡崎市	対応していない。	事例なし。	本籍＝住所であっても、申出者からの強い希望があれば申出を受けている。推測されることがあるかもしれないことを注意喚起している。
一宮市	交付可能な方については、マスキング等ないまま交付しております。	マスキングはしておりません。	豊田市さんと同様に対応しております。
瀬戸市	支援措置申出や相談があった際に、申出者に対し、直近で戸籍の届出を提出しているか、提出する予定があるかを聞き取りしています。必要に応じて現住所を推測されにくいような戸籍届出の方法の案内や、戸籍の見本を提示し、記載内容の確認を行います。	当市ではこれまでそのような事例はありません。	当市においても、支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明しています。
半田市	申出の際に、これまでの戸籍や住民異動届出状況（いつどこにどのような届出を行ったか）を本人に確認している。	支援措置該当者について、戸籍システム上で発行の可否を求める画面がでるように設定しており、発行の請求があった際には、住所が推測される情報がないか複数の職員で確認したうえで発行をしている。 なお、これまでにマスキング対応等を行った事例はない。	本籍の情報から住所を推測される恐れがあることを説明し、可能であれば転籍をしていただくよう勧めたうえで、支援措置を受付けている。原則として、戸籍謄・抄本の発行制限はしていない。
春日井市	一律の対応方法は設けていない。 当該通知で紹介された事例を生み出さないために、支援措置申出の受付時に次のことに注意し、戸籍・住所に関する手続きの前には相談してもらうよう説明をしている。 ・戸籍届の届出地を住所地でない市町村にすること ・住所を悟られることのないような新戸籍の地番にすること	支援措置対象者が本籍の地番に転入した事案で、マスキング対応の申出を受付した実績あり（１件）。 ただし、現在まで加害者側から当該申出者に係る証明の交付請求はありません。	支援措置対象者の配偶者・直系尊属卑属が加害者である場合は、措置の有効性が非常に低いことを理解させ、転居等を促します。 それでも住所の変更なく措置を希望する場合は、有効性が低いことを理解したうえでの申出である旨を記載させて受付をします。 戸籍証明の発行については、制限はかけません。
豊川市	戸籍の記載事項は、管内であれば確認するが、他市区町村に記載事項を確認しているが、回答いただけないケースや戸籍の制限を実施していないため回答を得られないケースも多くあり、対応に苦慮している。	２件　元妻及び子の戸籍の本籍と住所が一致している事案、加害者の離婚事項欄に記載された受理者が妻の住所地であった事案	貴市同様に支援措置申出時に、戸籍から住所が推測されてしまうことを説明と転籍することを促しています。なお、本市においては、戸籍の発行制限について、制限の希望の有無を聞き取りし、対応しています。
津島市	他市町村の戸籍について、電話で支援措置の仮依頼をする際に、他市町村に確認する。	戸籍については、住民票等と同様に支援措置の申出があるものすべて、発行制限の対象としている。 マスキング対応して交付した事例はなし。	支援措置を受ける。
碧南市	支援措置申出の際に、申出者等の本籍地が新住所（転入先住所）と同じでないかチェックしていますが、戸籍の記載事項の確認を他市町村や本人に対して行ったことはありません。	戸籍の請求があった時点では対象戸籍の方が支援措置を利用しているのかわからないため、戸籍の発行制限はできない。戸籍の附票の請求においては注意が出るため発行制限ができる。マスキング対応の例はない。	本籍＝住所である方からの支援措置申出があった場合、支援措置をしてもすでに戸籍から住所が推測されている可能性がある旨を説明し、支援措置の必要性が無いとして申出は受けない運用をしています。
刈谷市	支援措置申出書の記載内容の確認や、加害者等が把握できる住所でないか申出者に聞き取りを行うが、他市町村への確認までは行っていない。	発行制限は２件あり、事前相談があったが入籍届されたものと、他市から相談があったもの。対象戸籍の交付請求がないため、マスキング対応の事例はない。	支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明しています。

議題４　支援措置被害者の戸籍謄本等の取扱いに伴う事務（豊田市提出）

市名	回答		
	（１）支援措置申出の際の確認等対応について	（２）戸籍の発行制限や、マスキング対応事例の件数と内容	（３）本籍＝住所である方からの支援措置申出について、戸籍を発行制限し、支援措置を受けるか
豊　田　市	事務連絡を受けて特別な対応はしていない。支援措置申出の際に、当市に戸籍があれば記載内容について確認するが、他市に戸籍があるときに本人や他市に記載内容を確認する等はしていない。	戸籍の発行制限は2件行っている。戸籍のマスキング交付は1度行った。 ①加害者は元夫で、離婚後の被害者の新本籍が支援措置住所と同じであり、婚姻時の戸籍を発行制限している。元夫から郵送で戸籍謄本の申請があり、新本籍地と受理地をマスキングして交付した。 ②加害者は祖母で、被害者の現在戸籍に記載の従前戸籍が支援住所と同じで、発行制限している。現在までに該当戸籍の請求はない。	これまでどおり、戸籍の記載から住所が知られるリスクを説明する。その上で支援措置を受けることになれば、不当な目的による請求に備えて戸籍の発行制限をするために他市にも連絡するなど対応することになると考える。
安　城　市	申出者に対し、戸籍の記載事項は支援措置の対象にはならない旨を説明し、必要に応じて本籍地等に戸籍の記載事項を確認のうえ、支援の必要性や支援内容を判断しています。	戸籍の発行制限やマスキング対応している事例はありませんが、支援措置対象者については、戸籍謄本等を発行する場合でも警告表示が出るようになっています。	ケースによりますが、支援措置をしても、戸籍から住所が容易に推測されてしまう旨を説明し、現住所に居住している間は支援措置を受付しないという判断をするケースが多いです。
西　尾　市	本人から聞き取りをしています。	申出者　元妻・子 本籍は西尾市（同一戸籍）であるが、別住所のためそれぞれの住所地にて支援措置を申請。 元妻は支援継続中であるが、子は平成２９年に支援終了。 子の戸籍附票に記載されている前住所は、元妻の現住所である。そのため、子の戸籍にも引き続き発行制限をかけている。	当市においても豊田市様と同様の説明をし、本人に再考を促しています。
蒲　郡　市	していません。	ありません。	支援措置を通常通り受けております。住所と本籍が同じ場合は戸籍から住所が推察されるリスクがあることは必ず説明しております。
犬　山　市	対応していない	該当なし	当市も同様に、支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明している。
常　滑　市	必要があれば他市町村や本人に戸籍や附票の記載を確認しています。	これまでに対応した事例はありません。	戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明したうえで支援措置を受付しています。
江　南　市	支援措置申出の際には戸籍の記載事項まで確認はしていない。	戸籍への発行制限、マスキングでの対応事例はない。	支援措置申出の段階で本籍＝住所の場合、注意喚起をして申出を受ける。
小　牧　市	支援措置者が離婚などの戸籍届を提出した際に、住所地が届出市として戸籍に記載されることは本人に説明します。	戸籍の発行制限やマスキング対応事例はありません。	本籍=住所の方の支援措置については対応が難しいところですが、受付には個別の事情により対応します。戸籍から住所が推測されることは説明します。窓口で戸籍の発行制限を行うまでに至った事例はありません。
稲　沢　市	他市町村への確認はしていないが、本人に戸籍から住所が推測される旨を説明している。	全て発行制限をしており、担当者がその都度確認をするようにしている。	戸籍から住所が推測されてしまう旨を伝えたうえで、転籍届の案内をし、支援措置の申出をするように説明している。
新　城　市	対応実績なし	戸籍附票と共に発行制限がかかるシステムになっている。マスキングの対応事例なし。	支援措置申出を受けるが、本籍＝住所では推測されやすいことを伝えている。
東　海　市	特に対応していないが、住所と本籍が同一の方から支援措置の申出がある場合は、本籍地市区町村に対し支援措置申出書が提出された旨の電話連絡及び書類送付の際に、住所と本籍が同一であるため戸籍の全部事項証明書等の発行について注意が必要である旨を連絡する。 戸籍の記載内容（受理者等）については確認していない。	該当なし	支援措置申出については通常通り受付し、併せて令和２年４月３日付け法務省民事局民事第一課長補佐官事務連絡の事例１を参考に、戸籍発行の可否について注意が必要である旨のフラグを立てる処理を施す。
大　府　市	申出者に聞き取りをして、不明な点があれば他市に確認します。 ・加害者が、審判書、届出書や戸籍証明書等により、すでに現住所を把握してることはないか申出者に確認します。 ・今後戸籍の届出をする予定がある場合には、本籍と住所を同じにすると住所が探索される可能性があることを伝えておきます。	申出書を受付した他市からの依頼で、マスキング対応をする予定の戸籍が１件ありますが、実際に発行したことはありません。内容は、元夫の戸籍中の元妻の離婚事項欄の【新本籍】と子の入籍事項欄の【受理者】【入籍戸籍】です。	新規申出の際は、本籍から現住所が推測されてしまう旨を説明しています。現在、本籍＝現住所の申出書が数件ありますが、戸籍を発行制限していません。今後、延長申出の際に申出者と相談する予定です。
知　多　市	していない	事例はない	豊田市と同様、戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明し、支援措置を受け付けている。
知　立　市	本籍＝住所であった場合、本籍の他市町村にマスキング対応を実施しているか問い合わせしている。本人へは、戸籍届出の予定があると事前に相談された場合は、住所が戸籍に載らないように指導している。	現在、発行制限やマスキング対応している事例はなし。	発行制限を徹底することが難しく、戸籍から住所が推測されてしまう恐れを本人に説明した上で、支援措置を受けたいか意思を確認している。

議題４　支援措置被害者の戸籍謄本等の取扱いに伴う事務（豊田市提出）

市名	回答		
	（１）支援措置申出の際の確認等対応について	（２）戸籍の発行制限や、マスキング対応事例の件数と内容	（３）本籍＝住所である方からの支援措置申出について、戸籍を発行制限し、支援措置を受けるか
尾張旭市	本市で支援措置の対象となっている方が戸籍届を提出する際に戸籍の記載事項の確認を行っておりますが、新規申出受付時に戸籍の記載事項の確認は実施できていない状況です。他市町村の対応を参考に、本市での受付時の対応を改めたいと考えています。	本市ではそういった事例はありません。	貴市同様、本籍＝住所である場合、戸籍から住所が推測されてしまう恐れがあると説明し、それでも必要だと申出があれば支援措置を通常どおり受け付けます。
高浜市	特に対応していない。	０件	豊田市と同様、支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明しています。原則、戸籍を発行制限することはしないです。
岩倉市	特に対応していない	事例なし	支援措置の申出は受付していますが、戸籍発行の制限は行っていません。（戸籍関係の交付制限はできないこと、戸籍から住所が推測される可能性があることは説明し、同意を得たうえで支援措置の申出を受理している状況です）今後の対応は、他市町の状況を参考に検討予定です。
豊明市	対応していません。	特にありません。	貴市同様です。
日進市	していない	戸籍の附票に発行制限をかけている	戸籍の附票に発行制限をかけ、通常通り受付している
田原市	支援措置確認事項チェックリストを基に本人に確認しています。	戸籍の発行制限やマスキング対応を行った事例はありません。	申し出があった場合は、貴市同様、支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明します。 ※新本籍を置く際に、住所地と同じにしないよう促しています。
愛西市	申出の際に戸籍を記載していただき、確認をしている。	戸籍の附票のみ制限している。	戸籍謄本の請求は拒否できないので、本籍地と住所地が同一の場合は意味がないことを説明し、それでも申出がしたいという場合は受け付けている。
清須市	本人へ発行の有無を確認している	届書の記載事項証明書の住所欄については、マスキングすることはある	一応受け付けるが、住所が推測される恐れがあるため、転籍、住所変更をご案内する
北名古屋市	本市においては、支援措置の申出の際に本人から戸籍の記載事項の確認をしています。	本市では、支援措置の申出があり戸籍の附票の発行制限をかけるときに、戸籍システムにおいて戸籍の附票及び戸籍についても発行禁止の処理を行い、加害者から戸籍の請求があった際は内容を精査してから対応しています。なお、マスキング対応をした事例はありません。	本市においても、支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明した上で、通常通りの手続きを行います。
弥富市	戸籍の記載事項について確認することは基本的にないが相手方との関係や状況によっては転籍や分籍を勧めて対応する。	現時点では事例無	弥富市では豊田市と同じく支援措置をしても戸籍から住所が推測されてしまう旨を説明し本籍においては全く縁もわからないような場所に設定することを勧めている。なお、説明の上それでも本籍＝住所のままでよいのであれば通常どおり受け付けます。
みよし市	していません。	発行制限やマスキング事例はありません。	住所が推測されてしまう旨を説明したうえで通常通り受付します。その際、戸籍の発行制限はしません。しかし、本市では本籍＝住所のような事例がないため他市の対応を参考にさせていただきたいです。
あま市	現在の住所と本籍が同一でないかを確認し、同一である場合は、住所が推測されてしまう旨を説明のうえ、可能な限り住所または本籍を変更してもらう。	事例なし	本籍と住所が同一である場合は、住所が推測されてしまう旨を説明のうえ、可能な限り住所または本籍を変更してもらう。仮に本籍と住所が同一でも支援措置申出を受けるが、戸籍の発行制限についてどう対応するか判断に苦慮している。
長久手市	していない。	事例なし	貴市と同様の対応をしています。